

岩手県告示第911号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成28年12月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年11月29日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 花和建设
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢1区223番地2
    - ウ 代表者の氏名 川村正
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第6264号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年11月16日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年11月1日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 下館建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手県久慈市長内町第24地割162番地
    - ウ 代表者の氏名 下館康見
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第7714号
  - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年10月31日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年11月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 本見建築
    - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市後268番地1285
    - ウ 代表者の氏名 本見正夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7947号
  - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年11月7日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年11月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社大向建築
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手県久慈市小久慈町第35地割8番地3
    - ウ 代表者の氏名 大向秀男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7956号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年11月7日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成28年11月21日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 扇田鋳金工業
  - イ 主たる営業所の所在地 二戸市福岡字川又37番地3
  - ウ 代表者の氏名 扇田清洲
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第8002号
- (3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年11月1日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年11月30日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 柳原建築
  - イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町南寺林第5地割137番地23
  - ウ 代表者の氏名 柳原康夫
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第9715号
- (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年11月28日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年11月28日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社国進建設
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西青山三丁目9番28号佐々木貸家2号
  - ウ 代表者の氏名 高橋錬
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第20702号
- (3) 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年11月28日付けで石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年11月28日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社マルシン
  - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町平沢字幅63番地9
  - ウ 代表者の氏名 長澤伸一
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第20709号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年11月25日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年11月10日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社山谷産業
  - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割515番地3
  - ウ 代表者の氏名 谷地喜悦

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第20723号

(3) 処分の内容 大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年11月10日付けで大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成28年11月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社さくらエンタープライズ

イ 主たる営業所の所在地 滝沢市下鶴飼54番地2

ウ 代表者の氏名 冬澤誠純

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第20860号

(3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年11月7日付けで大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成28年11月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 コーワエンジニアリング株式会社

イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字館山16番地1

ウ 代表者の氏名 千葉郁雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第70123号

(3) 処分の内容 舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年11月9日付けで舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成28年11月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社福士鉱業所

イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町吉里吉里第8地割39番地1

ウ 代表者の氏名 大山裕昭

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第110095号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年11月28日付けで土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成28年11月17日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社加藤重機

イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町大原字八幡館46番地6

ウ 代表者の氏名 加藤和平

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-23）第7083号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年11月16日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。